

1. 学童保育の量の見込み、実施場所の確保

(1) 方向性（次期計画掲載案）

学童保育を必要とするすべての児童を受け入れるため、教育委員会と連携し、原則として、小学校内で実施場所を確保することとし、余裕教室の活用や、多目的室等の特別教室、学校図書館、運動場、体育館等の一時利用を促進します。あわせて、民設助成による支援や、放課後支援員の処遇改善等による安定的な人材確保に引き続き取り組みます。

【学童保育利用人数】 2024 年度実績 19,206 人 ⇒ 2029 年度目標 25,148 人

(2) 具体的方策

①量の見込み 2025～2029 年度計画（参照 1）

②確保方策

学童保育を必要とする全ての児童について、望ましい基準として定めているガイドライン基準（「神戸の放課後児童クラブ（学童保育）の基準」にて「おおむね 1.98 ㎡/人」）を超えて過密状況が見込まれ、既存の学童保育施設だけでは対応できない場合は、

○教育委員会と連携し、各小学校の状況を踏まえた上で、原則として、学校内で実施場所を確保する。

- ・余裕教室の活用
- ・多目的室等の特別教室、学校図書館、運動場、体育館の一時利用
- ・長期休業の期間は、学校施設の一時利用を積極的に促進

○地域の実情により、地域の会館等を活用する。

- ・地域福祉センター等の一時利用

○民設学童保育に対する支援や職員への処遇改善の継続や登録制度の推進等、放課後支援員の安定的な人材確保に引き続き取り組む。

(参照1) 量の見込み 令和7～11年度計画

○算出方法

- ・小学1年は2025～2029の推計人口に過去の登録率の伸び率を加味した想定登録率を乗算
- ・小学2年以降は前年度の登録児童数（2025年の小学2年算出の場合は2024年の小学1年登録数）に進級時の継続率を乗算
- ・継続率は過去の伸び率を加味した想定継続率を算出

○算出に関する考え方の追加

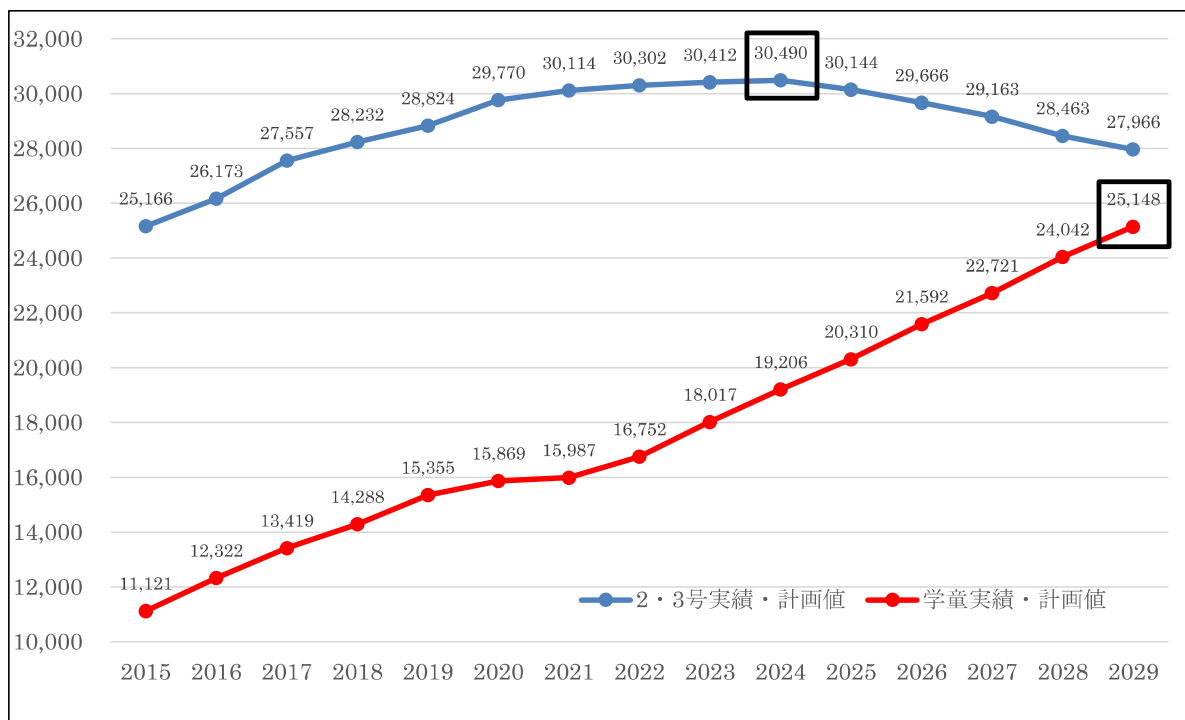
- ・学童保育を小学校内に整備した場合、利便性の向上等により、利用者が増加する傾向にあることから、校内整備が進むことによる潜在的利用ニーズを見込んだ数を、小学1年に上乗せする。

		実績	計画				
		2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年
量の見込み	小1年	5,402	5,460	5,736	5,685	5,912	5,827
	小2年	5,129	5,221	5,332	5,661	5,670	5,896
	小3年	4,128	4,438	4,573	4,727	5,078	5,145
	小4年	2,685	2,906	3,209	3,394	3,599	3,963
	小5年	1,245	1,501	1,708	1,978	2,189	2,424
	小6年	617	784	1,034	1,276	1,594	1,893
	計画	19,206	20,310	21,592	22,721	24,042	25,148
確保策	計画	-	20,310	21,592	22,721	24,042	25,148

(参考) 「放課後児童健全育成事業」に関する「量の見込み」区別

	2024年	量の見込み					2024年と 2029年の差
		2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	
東灘	2,948	3,124	3,334	3,455	3,676	3,889	941
灘	2,179	2,297	2,447	2,603	2,766	2,802	623
中央	1,541	1,652	1,781	1,906	2,067	2,169	628
兵庫	987	1,055	1,165	1,257	1,362	1,477	490
北	2,664	2,831	2,997	3,169	3,360	3,603	939
長田	833	870	942	1,001	1,091	1,181	348
須磨	1,949	2,101	2,252	2,418	2,544	2,694	745
垂水	2,960	3,132	3,278	3,430	3,560	3,593	633
西	3,145	3,248	3,396	3,482	3,616	3,740	595
全市	19,206	20,310	21,592	22,721	24,042	25,148	5,942

(参考) 2・3号こども 利用希望者数と量の見込み (単位: 人)
 学童保育の実績と見込み (単位: 人)



2. 放課後の居場所づくり

(1) 方向性（次期計画掲載案）

すべてのこどもが、放課後等を安全・安心に過ごし、外遊びやさまざまな体験・活動を行う機会が増えるよう、こどもの視点に立った多様な居場所の拡充に取り組みます。また、共通する課題に対する研修を実施します。

神戸っ子のびのびひろばは、引き続き、教育委員会と連携し、小学校施設を活用しながら、すべての児童を対象に、地域ボランティアの協力を得て実施していきます。校区内に学童保育と神戸っ子のびのびひろばの両方がある場合には、学童保育事業者と連携し、両事業の参加児童が交流できるよう取り組みます。

【学童保育と神戸っ子のびのびひろばの一体型・連携型の実施】

2024 年度実績：74 校/98 校⇒2029 年度目標：両事業のある全校

(2) 現況

- ・神戸っ子のびのびひろばの実施校は、人材の確保が課題となり、101 校（市内小学校数 163 校）に減少。
- ・校区内に学童保育と神戸っ子のびのびひろばの両方がある学校のうち、学童保育の児童が神戸っ子のびのびひろばに参加している学校は 74 校で、割合は増加。

○神戸っ子のびのびひろばの実施状況

年度	実施校数	対前年増減	小学校数	実施割合 (%)	学童と連携あり	学区内に学童のある実施校数	連携割合 (%)
31	123	△ 5	163	75.5	65	120	54.2
2	123	0	163	75.5	53	120	44.2
3	118	△ 5	163	72.4	35	115	30.4
4	111	△ 7	163	68.1	63	108	58.3
5	108	△ 3	163	66.3	72	105	68.6
6	101	△ 7	163	62	74	98	75.5

- ・多様な放課後の居場所が広がっており、教育委員会と定期的に会議を行う等、情報を共有し、学童保育、神戸っ子のびのびひろばを、小学校施設を活用して実施している。

○放課後の居場所 事業比較

	学童保育	のびのびひろば (放課後こども教室)	児童館 (一般来館)	こどもの居場所	教育委員会での学校施設の開放
対象	就労家庭の小1～6	小1～6	小1～6 (0～18歳)	主に小学生	小1～6
実施 状況	・250施設 (うち学校内75施設) ・月～金 ～17時(19時) ・土・長期休業 8時～	・101校(学校内) ・主に放課後 ・週1～2回	・120か所 ・月～土 ・9:30～17:00	・308か所 ・149小学校区 週1回以上61校区 月1回程度～ 週1回未満 63校区 不定期 25校区	・学校図書館開館 3校 ・運動場開放 76校(R6予定) 週3～4回 ・放課後運動遊び 50校 週1回
利用料	4500円+1500円(おやつ)	無料	無料	無料が多い	

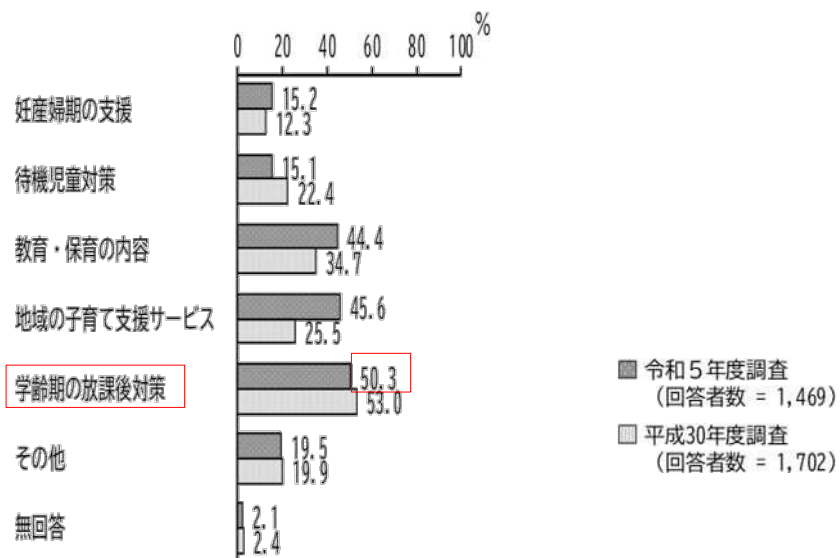
○保護者や児童、神戸っ子のびのびひろば運営者、学童保育運営者からの意見

(保護者) 神戸っ子すこやかプラン 2024 次期計画に係るニーズ調査より

- ・小学校内で、放課後に学習したり遊んだりして過ごせる場があると良い。
- ・神戸っ子のびのびひろばは、パートをしているのですごく助かっている。
- ・学童に通う友達が多く、放課後遊べる友だちがおらず、運動場で遊べるようにしてほしい。

低学年保護者 満足度の低い子育て分野

：最も満足度の低い子育て分野は、「学齢期の放課後対策」となっている



(児童) R6.7 学童保育・神戸っ子のびのびひろば訪問面接調査、8 か所 322 人

- ・「放課後に神戸っ子のびのびひろばにいたい」とする児童は、1 割。
- ・「放課後運動場が開放されていたら遊ぶ」とする児童は、4 割。
- ・「学校図書館が開放されていたら行く」とする児童は、4 割。

(神戸っ子のびのびひろば運営者) R6.7 運営者への調査より

- ・「指導員（地域ボランティア）の確保が課題」とする運営者は、7 割で、最も多い。

(学童保育運営者) R6.7 運営者への調査より

- ・「児童が神戸っ子のびのびひろばに参加した後に学童保育を利用することを認めていない」とする運営者は、2 割。「学童保育へ入室する時間の管理が課題」とする声が多い。

3. 学童保育の質の確保

(1) 方向性（次期計画掲載案）

- ① 夏休み限定の学童保育の受入れについては、学校施設の活用等により実施施設を拡大します。
- ② 夏休みの昼食提供については、すべての施設で、希望に応じて民間事業者が提供するサービスを利用できるよう取り組みます。
- ③ 配慮を必要とする児童については、安心して過ごせる環境づくりに向け、学校・関係機関等との連携を深め、ケース対応を盛り込んだ実践的な研修による現場の対応力の向上等に取り組みます。
- ④ 放課後支援員の資質向上については、国の方針に基づいた処遇改善や、実践的な研修による専門性の向上に取り組みます。
- ⑤ こどもを性被害から守る取り組みを、すべての学童保育事業者が実施するよう、「神戸市放課後児童クラブの基準（ガイドライン）」を改訂します。
- ⑥ 警報時の受入について引き続き検討するなど、こどもや家庭を取り巻く環境の変化をふまえたサービスの充実を進めます。
- ⑦ すべての学童保育施設において、こども自身が意見を表明し、活動に参加する機会を増やす等、こどもの自主性を伸ばす取り組みを進めます。

(2) 具体的方策

- ① こどもや家庭を取り巻く環境の変化を踏まえたサービスの拡充
 - ・ 夏休み限定の学童保育については、夏休み期間の学校施設利用に向けた調整や、大学と各施設のマッチングなど人材確保を支援することで、受入れ施設を拡大していきます。
 - ・ 夏休み中の昼食提供については、すべての学童保育施設で、希望に応じてシステム等で直接注文・決済が出来る仕組みを導入している民間事業者等が提供するサービスを利用できるよう取り組みます。
 - ・ 警報発表時の受け入れは、災害の激甚化・長期化等への安全確保や職員体制等に課題があるため、引き続き検討を進めます。

○夏休み限定学童

(現況)

- ・ 登録児童数がガイドライン基準より 40 人以上受入れ可能な施設（学童児童を学校等に連れていくことで受入れ可能となる施設を含む）で実施

【受入れ施設数：20 施設 受入れ児童数：132 名（平均 7 名/施設）】

(他都市：政令市)

- ・全施設実施：仙台、静岡、堺、岡山
- ・一部施設で実施：千葉、広島、北九州

※全児童対策中心の都市（札幌、横浜、川崎、名古屋、大阪）除く

(実施施設からの主な意見)

- ・申込数確定後の職員募集等、短期間の人材確保が難しい。
- ・人材として大学生に期待するが、7月は授業があるため厳しい。
- ・夏休み期間に学童で児童が多くなる場合に、図書館、地域福祉センター等屋内の場所の確保が出来るとよい。

(拡充に向けた課題)

- ・学童が過密な施設では、40名以上の空きが当面見込めず、受入困難
- ・夏休み限定学童に対応する職員確保

○夏休みの昼食提供

(現況)

- ・各指定管理者の自主事業として個別で弁当・配食事業者等に発注
(R6.7.1 時点実施予定施設数)

夏休み期間 10 日以上実施

【公設：37 施設、民設：21 施設】

夏休み期間イベント時・特定日のみ実施【公設：78 施設、民設：8 施設】

(他都市：政令市)

- ・配食事業者を活用し、市内施設に弁当を提供（保護者負担：約 400 円/食）
- ・配送費、チラシ作成費、事務費、発注システム等は市が負担（3 都市）
- ・広島市と札幌市は 1 社、横浜市はエリア毎で複数社と委託で実施

(施設運営者の主な意見)

- ・日毎に数を取りまとめ、施設からまとめて発注や料金支払いは事務が煩雑
- ・発注数が多い場合、配膳までこなせるか不安
- ・弁当を一時的に冷房完備の部屋で保管しておく場所があるが、多くの発注があると場所の確保が不安

(拡充に向けた課題)

- ・システムを導入する配食事業者と保護者がやりとりできる仕組み
- ・発注数の傾向や課題等の検証のための一部エリアでのモデル的取り組み
- ・一部エリアから全エリアに展開していくための体制
- ・好事例について機会を捉えて他館へ共有する等、横展開する取り組み

○警報時の受入れ

(現況)

- ・指定管理者の自主事業として、受入れ可能な施設で実施

【公設：10 施設、民設：28 施設】

(他都市：政令市) 札幌、仙台、横浜、新潟、岡山大で実施

(拡充に向けた課題・展開)

- ・児童、職員等の安全確保
- ・学校閉鎖時の対応 (特に学校内コーナーの対応等)
- ・人員体制の確保 (最低 2 名以上の配置要)

②その他サービス等への対応

○人材の充実・専門性の向上

- ・安定的な人材確保と専門性の向上を支援するため、国の方針に基づいた職員への処遇改善の継続や登録制度の推進等を行います。
- ・学童保育、のびのび広場、放課後に関する様々な事業の従事者が、共通する課題に関する研修を受講できるよう工夫すると共に、実践的な内容の充実に努めます。

○性被害防止への対応

- ・性被害を防止し、安心・安全な保育環境にするため、日本版DBS制度への対応について、「神戸市放課後児童クラブの基準 (ガイドライン)」を改訂し、市内の学童施設全施設に登録を求めます。

③特別な配慮を必要とする児童への対応

- ・障がいのある児童や、虐待・いじめを受けた児童、日本語能力が十分でない児童等、配慮を必要とする児童が安心して過ごすことができるよう、学級担任との情報交換等を行います。
- ・また、学校行事・学校運営協議会への参画等を通じて、学校の指導方針等の理解に努めるほか、近隣の保育所、幼稚園、区役所、こども家庭センター等の専門機関や地域との情報交換等を行います。
- ・複雑化する課題に対応できる環境づくりと保育サービスの質の向上のため、常勤職員を中心とした体制を構築するとともに、ケース対応を盛り込んだ実践的な研修により専門性の向上に取り組みます。

④自主性、社会性を育む取り組み

- ・ こども基本法の理念に基づき、すべての学童保育施設において、年齢や発達の程度に応じて、こども自身が意見を表明することや、活動に参加できる機会を増やす等、こどもの自主性を伸ばせるよう保護者の協力を得ながら取り組みを進めます。
- ・ 学年・言語・生活習慣等の違うこども達が、話し合いや日常の遊び等を通じて、相互理解と信頼を高めて友情を育めるよう取り組みます。